

福井 健策 (ふくい・けんさく) 先生

弁護士・ニューヨーク州弁護士 骨董通り法律事務所

弁護士(第二東京弁護士会)・ニューヨーク州弁護士。

1991年、東京大学法学部卒業。

1993年、弁護士登録。東京永和法律事務所入所。

1998年、米国コロンビア大学法学修士課程修了(Harlan Fiske Stone Scholar 賞、セゾン文化財団スカラシップ)。

1998～1999年、シンガポール国立大学(NUS) リサーチスカラー(アジア諸国の放送政策に関する助成研究)。

1999年～、内藤・清水法律事務所(現青山総合法律事務所)パートナー。

2003年、骨董通り法律事務所 For the Arts を設立。

2006年、文化庁「次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関する調査研究」ほか委員。

2009年、日本大学芸術学部 客員教授を兼務。

専門分野は芸術文化法、著作権法。クライアントには各ジャンルのクリエイター、プロダクション、劇団、劇場、出版社、レコード会社など。東京藝術大学、東京大学大学院 各非常勤講師。国会図書館審議会委員。元演劇プロデューサー。

主な著書：「エンタテインメントと著作権」全4巻(編著・社団法人著作権情報センター)

「著作権とは何か 文化と創造のゆくえ」(集英社新書)

「新編エンタテインメントの罫 アメリカ映画・音楽・演劇ビジネスと契約マニュアル」(編著・すばる舎)

「舞台芸術と法律ハンドブック」(編著・芸団協出版部) ほか

**〈講義概要〉**

著作権法を専門とし、エンタテインメント業界の最前線で活躍する弁護士、福井健策氏が、著作権に関する講義を行った。

講義は、著作権の基本的な考え方に関して、著作権の定義やどのような情報が著作物なのかといった説明から始まった。その中で、スイカ写真事件をはじめとする多くの事例や具体例を用い、その判断の難しさや基準のあいまいさを分かりやすく伝えた。

さらには、デジタル化などに伴う情報のあり方の変化について現状を分析しながら、「情報を流通させつつ、著作者に正当な利益を還元するためにはどうすべきか、より良い答えを探し続ける必要がある」とし、学生に課題を提示した。

また、講義の最後に小テストを行う旨を伝え、学生の意見を求めながら進行したことにより、学生の集中力が途切れない講義となった。受講生は、著作権を楽しく学び、更なる学習に積極的に取り組むきっかけと意欲を得た。

《受講生の感想》

福井先生の授業は、生徒参加型の授業で、すごく楽しんで受講できました。穴埋め式や質問形式、映像駆使など、非常に話術が巧みで、一時間半の間全く退屈しませんでした。著作権の問題は凄く難しいイメージを持っていたのですが、先生のお話を聞いて、以前抱いていたイメージが払拭されました。メディア業界を志す私にとって著作権問題は非常に大変な問題であると思うので、今日を機に学びを深めていこうと思いました。著作権問題は常に私達の生活の側にあって、知らず知らずのうちに著作権侵害をしているかもしれないということ覚えておかなければならないのだなと改めて感じました。

立命館大学・産業社会学部・1回生

今日は基礎的なところからわかりやすく解説して下さい、とても理解しやすかったです。

立命館大学・産業社会学部・1回生

すごくわかりやすく、お話もおもしろかったです。最初小テストがあると聞かれた時は「ええ！」と思いましたが、その分しっかりと聞くことができました。

立命館大学・産業社会学部・2回生

どこからが著作物になるのか、どこまでが著作権の侵害になるのかのボーダーラインの見極めがとても複雑で困難なので、今日の講義の内容をもとに自分なりにしっかり考えていきたいと思います。著作権は人による人のための権利だと思うので、私達の日常から音や言葉や映像がなくならないように、著作権に対する意識を社会全体で高めていきたいと思っています。

立命館大学・文学部・3回生

今の著作物があふれた環境の中で、どこまでが著作権侵害にあらず、どこからが侵害だと判断されるのかを見極めるのは非常に難しいことだと思うし、知らず知らず侵害してしまうこともあると思います。なので、私たち一人一人が著作権について理解し、何がしてはいけないことなのか考えていく必要があると思います。今後どう作品の創作コストの還元をはかるか検討していきたいです。

立命館大学・産業社会学部・2回生

昨日まで著作権をあんまり面倒だと思っていたのに、今、こんなに興味と疑問がわくというのは、すごいことだと思います。ずっと疑問に思っていたことが少しずつほどこけていくのを感じました。あと3時間くらい聞きたかったです。

立命館大学・産業社会学部・1回生

